

軽自動車税廃車申告書兼標識返納書
(原動機付自転車・小型特殊自動車)

令和 年 月 日

蕨市長 あて

つぎのとおり申告及び標識の返納をします。

申告の理由	種 別		標 識 番 号	蕨 市
	廃 車	原動機付自転車		
<input type="checkbox"/> 廃棄 <input type="checkbox"/> 譲渡 <input type="checkbox"/> 転出 <input type="checkbox"/> 盗難・紛失 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 第一種(0.05L又は0.6kw以下) <input type="checkbox"/> 第二種 乙(0.09L又は0.8kw以下) <input type="checkbox"/> 第二種 甲(0.125L又は1.0kw以下) <input type="checkbox"/> ミニカー	<input type="checkbox"/> 農耕作業用 <input type="checkbox"/> その他 ()		
			廃車年月日	令和 年 月 日

納 税 義 務 者	所 有 者	住 所 又は 所在地	〒□□□□-□□□□		主たる定置場	1. 左記所有者の住所又は所在地と同じ ()				
		(フリガナ) 氏 名 又は 名 称				2. ()				
		生年月日	明・大・昭・平 年 月 日	電話番号		車 名	型式及び年式	型式	原動機の型式番号	
		生年月日	明・大・昭・平 年 月 日	電話番号		車 台 番 号	型式認定番号		総排気量又は定格出力	L kW
使 用 者	住 所 又は 所在地	〒□□□□-□□□□		標識返納の有無		標識返納がない場合、その理由				
		(フリガナ) 氏 名 又は 名 称			1.有	イ.盗難 ロ.紛失 ハ.破損 ニ.その他 ()				
		生年月日	明・大・昭・平 年 月 日	電話番号		2.無	【具体的に ()】			
届 出 者	住 所 又は 所在地			盗 難 届 出	届出年月日	令和 年 月 日	被害年月日	令和 年 月 日		
		(フリガナ) 氏 名 又は 名 称			届出警察署	警察署 交番・駐在所				
		電話番号			受理番号					

第34号様式記載要領

- 1 この申告書は、原動機付自転車又は小型特殊自動車1台ごとに作成すること。
- 2 「申告の理由」及び「種別」の各欄には、該当箇所の□（チェック欄）にレを記入すること。
- 3 「廃車年月日」の欄には、納税義務が消滅した年月日を記入すること。
- 4 「納税義務者」の欄には、所有者と使用者が同じである場合は、所有者欄のみを記入すること。
- 5 「届出者」の欄には、申告に来た者が納税義務者以外の者である場合に記入すること。
- 6 「主たる定置場」の欄には、申告の際の主たる定置場が所有者の住所又は所在地と同じである場合については1を○で囲み、それ以外の場合については2の欄にその住所又は所在地を具体的に記入すること。
- 7 「標識返納の有無」の欄には、標識の返納が有る場合には1を、また、標識の返納のない場合には2を○で囲むこと。
 なお、標識の返納のない場合については、その理由に該当する項目を○で囲み、具体的な理由を〔 〕内に記入すること。
- 8 「盗難届出」の欄には、「申告の理由」又は「標識返納がない場合、その理由」欄において「盗難」に該当する場合に、その盗難を届出た年月日、被害年月日、届出警察署及び受理番号を記入すること。

区 分	登 録(※1)					廃 車 廃棄、譲渡、 市外へ転出、 盗難(※3)等	交 換(※4) 従来ナンバーを ご当地ナンバーに
	購 入	譲り受け		住所変更 (蕨市に転入)			
		前所有者が 廃車済み	前所有者が 未廃車	前の市区町村で 廃車済み	前の市区町村で 未廃車		
軽自動車税申告書	○	○	○	○	○	○	○
身分証明書(※2) 【代理人のとき】 代理人の身分証明書に加えて 「委任状」	○	○	○	○	○	○	○
販売証明書	○						
標識交付証明書 (登録時に交付を受けたもの)			前所有者の ○		前の市区町村の ○	○	従来の ★
譲渡証		前所有者から の ○	前所有者から の ○				
廃車証明書		前所有者の ○		前の市区町村の ○			
標識(ナンバープレート)			前所有者の ○		前の市区町村の ○	○	従来の ★

※1：蕨市に住民登録が無い場合は、蕨市を定置場として登録することが確認できる書類も必要となります

※2：法人、業者の方が手続きする場合は、申告書に法人等の社判と代表者印があれば身分証明書、委任状は必要ありません。
 代理人の場合は代理人の身分証明書をお持ちください。原付バイク等の所有者が死亡している場合は、相続人であることが確認できる戸籍の写しと相続人の方の身分証明書をお持ちください。

※3：盗難(車両本体、標識のみ)の場合は、まず警察に届け出をしてください。廃車手続きの標識返納のかわりに警察に盗難届を出した際の受理番号と届け出た日を確認させていただきますので、メモしてお越しください。

※4：交換の場合は標識番号が変わるため、別途ご自身で自賠責保険等の手続きを行う必要があります。必要に応じて、加入している保険契約等について確認をしてください。